

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
 審査会(1月19日)での意見等に対する事業者の見解

資料イ

番号	項目	審査会(1月19日)での意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
1	事業計画	11ページの図によると、造成地の区画について「宅地」という用語が使用されている。県のアセス条例の対象事業には、「工業団地の造成事業」のほかに「宅地の造成事業」があるが、この用語の使い分けはどのようになっているのか。補足説明など加えていただきたい。	当該事業は、日野町の都市計画マスタープランと整合していることから、日野町のご協力を得ながら事業者である向茂都市開発株式会社が事業化を推進しております。同プランでは環境影響評価条例による工業団地や住宅、並びに工場用地を含め宅地と表現されているため、表記を宅地に合わせましたので、評価書で第1章の土地利用計画図(p.11、図3-6-1)に、本事業における造成地を「宅地」として呼称することを追記します。	資料-1
2	大気質 (降下ばいじん)	181ページなどの粉じん等の予測について、降下ばいじんの評価ではスパイクタイヤに係る指標の20トン/km ² /月は非常に大きな数値である。今回の環境影響評価においては過大な数値で評価していることを認識し、工事を実施していただきたい。また、準備書にある十分な対策を講じていると受け取れる表現は少なくとも見直していただきたい。	準備書に「十分な対策を講じている」との記載はありませんが、p.181とp.209の「予測結果は現況値を加えても目標を十分下回る」との表現については評価書で「工事による寄与は現況値と同程度で粉じん濃度の増加の程度は大きいものの、目標値は下回っている」と修正するとともに、用いた粉じんの指標が過大な数値であることを十分に考慮し、工事の実施に当たっては当初からの粉じん対策である散水に加えて、工事車両の通行経路に可能な限り鉄板を敷設することにより飛散防止を図る旨評価書に追記します。	資料-2
3	水象 (治水)	250ページに示された流量データでは測定点数が少なく、いわゆるハイドログラフといった流量の経時的な変化の情報がないため、地下水位の変動に対する流量の変化が分からず、地下水の流出・涵養のプロセスが読み取れない。 現在の造成計画では地質構造を完全に改変する計画となっていることから、造成に対する環境影響評価としては不十分である。 盛土部分での暗渠排水と新たに2つ作る自然放流方式の調整池といった人工構造物によって切土部分やコンクリート・アスファルトに覆われた部分からの表面流出を、これまでと同程度の緩衝作用をもって降雨を流出に変換する機能を有しているかが分からない。どのように考えているか。	ご指摘いただきましたとおり、流下時間(残置森林等から水路に流入し洪水調整池まで到達する時間、洪水調整池から野川へ流入し、予測地点まで到達する時間)については、本来は地質構造や流域最上流から洪水調整池までの距離、土地利用の状況等により異なりますが、洪水調整池の設計計算および準備書の治水の予測に当たっては、安全側に立脚し地質構造や降雨地点に関係なく、降雨のすべてが同時に洪水調整池に流入する条件としているため、現況の地下水位の変動や地下水の流出・涵養のプロセスを把握するうえで必要なハイドログラフを作成することを前提とした調査は実施しておりません。 また、準備書では、洪水調整池の設計容量が十分であることの確認をもって予測・評価の結果としていたことから、改めて造成に対する下流への流出の影響について、造成前および造成後の洪水調整池の有無の場合について降雨時の河川への流出量を比較することにより予測・評価を行いました。 その結果、今回の予測条件においては、造成後に洪水調整池を設置することで、造成前や造成後で洪水調整池の設置が無い場合よりも降雨時の河川への流出量を低減できており、降雨の表面流出に対して必要な緩衝作用をもって下流への流出に変換できていると考えております。	資料-3 資料-4

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会(1月19日)での意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	審査会(1月19日)での意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
4	水象 (利水)	大気質への影響においては拡散方程式などを用いた予測であるのに対し、水象においては大雑把な収支計算で環境への影響に問題がないことを予測結果として示していることは適切なのか。	利水への影響は本事業では野川の低水時流量の変化により生じると考えられます。河川の低水時流量を構成するのは降雨の内、基底流出(遅い中間流と地下水の湧出)で、これらは森林および森林土壌が存在することで形成されるものであり、土地の改変が行われ、宅地として整備されると降雨は速やかに排水されるよう施工が行われ、ほとんどは表面流として直接流出します。滋賀県環境影響評価技術指針では水象の予測の基本的な手法を「式を用いた計算または事例の引用もしくは解析」と規定しており、滋賀県における環境影響評価の手引き-条例版-では、p.129 利水の予測の基本的な手法の項で「土地の造成等による流況等の変化の程度を検討する場合は、事業実施区域における開発前と開発後の雨水の流出係数の変化の程度、または水収支の変化の程度(直接流出の増加、地下浸透分の減少の程度)を把握することを基本とする」と記載されています。本予測でも森林面積比で直接流出の増加、地下浸透分の減少による低水時の流量変化を予測しており、手法としては妥当と考えますが、ご指摘を踏まえ、現況調査の降雨量と土地利用面積および土地利用ごとの流出係数をもとに改変前、改変後の植栽成長前、植栽成長後の低水流量を算定・比較することで利水への影響の程度を予測・評価し、評価書に記載します。 なお、対象事業実施区域周辺の野川の流域界は本編30ページに示すとおりであり、本編42ページの地形分布図および本編43ページの表層地質図によると対象事業実施区域とその上流部は丘陵地で古琵琶湖層群から形成されています。また本編51ページの現存植生図によると対象事業実施区域とその上流部の植生はほとんどがクヌギ・コナラ林、アカマツ林およびスギ・ヒノキ植林となっており、現地調査結果でも同様であったことから対象事業実施区域内とその上流部において地質や森林の構造等に大きな相違はないと判断しました。 造成により対象事業実施区域内の8割以上森林面積が消失するため、区域内から三面張りの水路に流入する基底流出は大幅に減少すると考えられますが、上流側に森林があるため、全くなくなるということはないと考えています。	資料-5
5	水象 (利水)	森林の持つ降雨の貯留機能は、森林の存在そのものではなく、森林が存在する地盤が実質的なものを担っており、森林の面積だけではどの程度貯留機能を有しているかを測ることができないと考えられる。利水について、森林面積比率をパラメータとして計算されているが、低水位の流量が約半分となるという予測結果に対する妥当性はどのように考えているか。また、低水時には三面張りの水路が空になることは考えられないか。		
6	水質 (濁水・環境保全 措置)	今回の造成では区域内で切土と盛土のバランスをとることとしており、造成に伴い細粒物の多い泥岩の風化物が多量に表出し、未洗浄であるため、深刻な濁水問題が生じることが考えられる。それを防ぐ方策を具体的に検討することが必要である。	造成工事により、地下の固結粘土が攪乱されて降雨時に微細な粒子が流出する可能性は否定できませんが、どの程度流出し、沈砂池での沈降速度がどの程度かを想定することは困難ですので(実物が入手できないため)、モニタリングで濁水の流出状況を確認し、必要に応じて沈砂池に濁水除去フィルターを設置する等の対策を講じる旨、本編p.544に記載しています。	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会(1月19日)での意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	審査会(1月19日)での意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
7	水質 (濁水・調査、予測)	260ページに掘削地盤と同等とみなす物質を試料として、レーザー回折法と沈降分析のそれぞれで粒度分布が測定されているが、体積割合と重量割合の違いがあるものの、測定方法によってシルト分と粘土分の含有量が大きく異なる結果となっている。粒度と濁水の関係について、もう少し精度と確度が担保された検討ができないか。また、実際に工事に出てくる土質と試験で用いた試料が同じ程度の粒度であるかは、比較が必要でないか。	今回使用した試料は、対象事業実施区域に隣接する工事中区域から降雨時に発生した濁水です。レーザー回折・散乱法では試料を動的状態で測定しますが、沈降分析では静的状態で測定しますので、粒子の凝集による影響を受けている可能性があり割合が異なると考えます。濁水の予測計算では沈砂池内での静的な沈降を想定しているため、沈降分析と同様の手法による濁水沈降試験を行った結果を元に計算しています。 今回使用した濁水の発生箇所である工事中区域の表土は古琵琶湖層を攪乱したものと考えられます。本事業の造成区域の地質も改変する深さまでの多くの部分が古琵琶湖層であり、発生する濁水の粒度も似かよったものになると考えています。	
8	地盤・地質 (斜面災害)	319ページから斜面の安定性に関する評価地点と安全率が示されているが、なぜその斜面を評価対象として選択したのか読み取れない。また、選択した一つの斜面のみで安全率が1を超えているという結果をもって、なぜ斜面災害のリスクがないと結論付けているのか。 一つの斜面だけで安全率が1を超えることをもって評価することは十分ではなく、また、安全率の基準が1に対して予測結果が1.6であることは、パラメータの精度を勘案すると安全とは言い切れないため、もう少し精度のある検証が必要ではないか。	斜面の安定解析は、道路計画、土地造成計画、ダム・堤防計画に広く用いられる円弧スベリ面法を採用いたしました。また、解析には斜面、法面のモデル化に加えて、斜面内に賦存する地下水の浸透作用や地震時の外力などを解析条件に加えて検討いたしました。 その際には、滑動力/抵抗力が1を下回ると滑り出すとしており、それに対して20%の安全率を勘案し、1.2を基準として予測結果に対する評価を行いました。 その中で、斜面解析の場所の選定については、本編319ページの④が区域内で最も大きな切土斜面として選定し、残りの④を除く①～⑥は調整池があるため選定しました。 これは、切土斜面のボーリングデータによると深部では固結粘土が分布しており、その他の区域内のボーリングデータと同様であったことから、区域内は一様な地層が広がっているものと考えられ、同条件下では大きな斜面であるほど斜面災害のリスクが増大することから、④を評価地点とすることでそれ以外の斜面災害のリスクを評価できると考えています。 しかしながら、ご指摘頂きましたとおり、土質調査は行っておりますが、代表地点の特性のみをもって予測を行っているため、予測地点として選択しなかった区域内の切土斜面および盛土斜面につきましては、現地盤の土質・地質、盛土材の特性等が解析諸元と同等か同等以上かを確認をすることが必要であり、また、軟弱地盤上についての盛土は動態観測等の品質管理が最も重要と認識していますので、今後沈下量・隆起量および水平移動量の地盤変形観測や現地発生盛土材の土質試験を実施し予測・評価の妥当性を確認する旨、評価書に追記します。	資料-6

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会(1月19日)での意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	審査会(1月19日)での意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
9	地盤・地質 (斜面災害)	円弧すべりを修正フェレニウス法で計算するという事は、回転を伴う法先破壊を想定されていると思う。切土斜面の表層の軟弱層が破壊して並進的な運動をし、板状の形で滑り落ちる表層崩壊が生じることもあるが、法枠をはめることで安定化を図るという理解でよいか。	ご指摘のとおり、軟弱層が法肩に見受けられるため、所定の安全率は確保出来ているものの注意すべき事項と考えます。ボーリングデータから軟弱層は2~3m程度、以下は固結粘土と想定致しております。滋賀県の技術基準により切土主体となる法面については勾配1:1.5で設計を行いました。また、施工においても湧水等も鑑み留意致します。軟弱層以下の地層は、固結粘土層となっており、法面保護のため泥吹付やネット張りを施し早期緑化を図る計画と致しております。	
10	動物 (希少猛禽類)	429ページの調査結果の一覧表ではすべて秘匿とされ、記述がないため、アセス図書としては完結していない。ハチクマなどの存在に関する記述があることから、一覧表でもすべて秘匿するのではなく、少なくとも場所がわからない形で、営巣地周辺を残置森林として残し、その後事後調査としてモニタリングを実施するといったことを記載できないか。	ご指摘を踏まえ、ハチクマおよびその他秘匿した種について、評価書では可能な限り本文に情報を記載します。	資料-7
11	動物 (水生生物)	平賀谷溜のみでカワバタモロコが確認されており、このため池の消失による影響は大きいと認識している。425ページに水質と流況の変化による影響のみが記載されているが、水路の改変やため池の消失といった直接的な改変に対する影響を記述すべきである。	本編425ページの記述は水生生物全般に対する内容であり、カワバタモロコについては426ページの注目すべき水生生物の影響予測結果として、個々の種ごとに影響の内容と程度を記載しております。	
12	動物 (環境保全措置)	移殖先として調整池が検討され、3号調整池ではハンノキ林の湿地を再生するとのことだが、どの程度の期間でその環境が整備されるのか。保全対象となる動物の移殖に当たって、湿地性の動植物が生息し続けるためには、湿地環境が再生していることが重要である。移殖と工事と湿地環境の再生のスケジュールが噛み合うのが準備書からは読み取れない。	3号調整池の湿地再生については調整池工事の終盤に保存しておいた湿地の土壌を撒きだすことで実施することとしており、ハンノキ林の成立までは20年程度を要する可能性が考えられますので、モニタリングを実施しつつ、必要に応じてハンノキの苗木を補植します。魚類の移植に当たっては隠れ場所となる施設を設ける等の措置を検討します。 なお、湿地環境の整備、動植物の移殖等の保全措置の実施時期については、工事工程表に追記したものを評価書第8章に記載します。	資料-8
13	動物 (環境保全措置)	湿地環境の保全は非常にデリケートに行う必要があり、移植後も継続的な管理が必要であることから、適切に実施していただきたい。1号調整池や、2号調整池もモリアオガエルをはじめとしたカエル類のビオトープとして、保全措置をしっかりと行っていただきたい。	基本的に工業団地への立地企業が個々に管理することは難しいと考えており、工業団地に工業団地協議会を設置し、移植先である各調整池の湿地環境や工場敷地間にある林帯を維持管理し、環境保全措置を講じる方針で進めています。	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会(1月19日)での意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	審査会(1月19日)での意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
14	動物 (環境保全措置)	439ページ、443ページの植生図から、連続的な植生の森林の一部が開発される計画となっているが、動物の移動経路の確保のため、区域内の残置森林と周辺の森林とのつながりが残るような計画となるよう努めていただきたい。また、哺乳類が河川を利用することも考えられることから、移動経路を妨げることがないようにしていただきたい。	区域内に敷設を計画している幅12m道路と幅9m道路については、ほとんどの区間はフェンスで宅地と区切られており、動物の移動経路としては利用が難しいと考えられますが、改修する野川の両岸には約3m幅の管理通路を設置するよう日野町と協議しています。管理通路の片側はアスファルト舗装、もう片側は緑地帯のまま、円弧すべりが生じないような防災対策を講じたうえで舗装のない状態で、動物等の移動経路としても利用できるよう計画していますが、三面張りの緩い勾配であるものの、河川を渡ることは難しいと考えられることから、付替水路(野川)の3号調整池の上流側と下流側、1号調整池の上流側および2号調整池の上流側の4か所に河川横断用の床板を設置し、移動通路の確保とロードキルの回避を図る旨、評価書に追記します。	資料-9 資料-10
15	動物 (環境保全措置)	工業団地内に道路が敷設され、特に繁殖期にカメやカエルが移動すると考えられる。このため、3号調整池脇の道路でロードキルが発生しやすいのではないかと考える。幅の広い道路であれば、道路の下に哺乳類が通過するためのアンダーパスを数か所設置することが有効であることから、検討いただきたい。また、工業団地の中では湿地環境に生息する動物を狙って他の動物も集まってくるのが予想され、それらの動物に対してもパスの設置や道路に出ないようにする対策の検討が必要である。	3号調整池脇から改修する野川に沿って設置する道路は、河川の管理通路および河川両側の法面管理のための幅員3mの通路で、工業団地内の12m道路および9m道路とは立体交差しますので事業区域内外の移動経路として利用されると期待され、常時の車両通行がないためロードキルは発生しないと考えます。また、工業団地内の12m道路および9m道路については、各宅地とも防犯対策および獣害対策のためのフェンスが設置されますので、動物が移動経路として利用することは難しいと考えられますので、アンダーパスを1ヵ所整備し、移動経路の確保とロードキルの回避を図る旨評価書に追記します。	
16	植物 (環境保全措置)	造成森林への種子吹付や、剥ぎ取った表土の埋土種子により再生するとして計画されているが、その範囲や割合等、どのような方針で計画されるのか。	基本的には法面はシート状の種子吹付、平地は埋土種子による植栽を計画しております。法面を種子吹付により行うのは、表土流出や円弧すべり対策が防災上必要であるためです。 植栽は約1m程度の苗木を1ヘクタール当たり約2000本植え、吹付種子は在来種を中心に選定しますが、法面表土が軟弱な地点や固結粘土が確認された地点もあるため、ネットを使用するなど、地盤に応じた対策を講じながら、植栽を定着させる計画としています。	
17	植物 (環境保全措置)	555ページの植物の影響予測の結果として、法面の種子吹付により樹林内へ侵入し林縁部の林床植生が変化するとの記述があるが、それに対する回避、低減のための措置が示されていない。実施可能な措置を検討し評価書に記述することが必要と考える。	周辺植生への影響の低減措置として、造成地と残置森林の境界線部分に、残置森林内または周辺地域で採取した種子から育成した林縁性の低木(ウツギ、ヌルデ等)の苗木を植栽し、マント群落の形成を試みる旨評価書に記載します。また法面については吹付に使用する種子を可能な限り地域産種苗とします。	資料-11

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会(1月19日)での意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	審査会(1月19日)での意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
18	植物 (環境保全措置)	高木性樹種の植え付けについて、鳥類に配慮して種を選定するとあるが、どのような方針で選定するか評価書に記載いただきたい。 現状のコナラが多い植生に配慮して、ブナ科の種を含む植栽計画を検討いただきたい。鳥類の餌となる液果をつける種だけでなく、森林構造を形成するための種による植栽計画とすることを検討していただきたい。	植栽樹種の選定方針について以下の内容を評価書に記載します。 自然環境保全協定実施要領では野鳥の食餌樹木として、ウルシ科のヌルデ、ハゼノキ、ヤマハゼ、ヤマウルシ、モチノキ科のイヌツゲ、ソヨゴ、ウメモドキ、バラ科のミヤコイバラ、ノイバラ、キンミズヒキ、ダイコンソウ、ニガイチゴ、ナガバモミジイチゴ、フユイチゴ、ナワシロイチゴ、カマツカ、ケカマツカ、アズキナシ、ウラジロノキ、ツバキ科のヤブツバキ、ヒサカキ、サカキ、クマツヅラ科のクサギ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキが例示されており、この中から植栽種を選定します。なお、これらの種は現地調査で現況植生の構成種として確認されたものが多く、改変区域の表土を撒き出すことで野鳥の餌となる液果をつける種の植栽に寄与できると考えます。また表土にはコナラを初めとするブナ科の種子も含まれており、長期的には現況の森林の再生につながると考えますが、種子からの成長には時間を要するため、現地採取した種子から育てた苗木による高木の植栽を行うこととしています。	
19	植物 (その他)	伐採した木はチップとしてパルプの原料とする記述があるが、東近江市では薪炭の利用も盛んであることもあり、燃料としても活用されてはいかがか。	伐採木のうち、直径が概ね12cm以上の幹材については、専門業者に有価物として出荷します。その他の小木、根、枝等については廃棄物として適正に処分します。また、薪炭への利用については、東近江市と協議し燃料として利用できる旨を広報等により呼びかけをお願いします。	
20	景観 (評価)	501ページの環境の保全上の目標が、「周辺の環境と調和を図ること」とされているが、何と何を調和させるのかがわからず、あいまいである。周辺の環境との調和が何を指しているのか、具体的な記述とすべき。具体的な目標を明記し、それに対して達成されたかを評価することが景観の評価としてふさわしい。	景観の環境の保全上の目標については、「形成される工業団地の外周に造成森林等を設けることで周囲から遮蔽し、周辺の里山環境や自然環境と調和させること。」と修正し、この目標と予測結果をもって評価を行います。	資料-12
21	温室効果ガス (評価)	524ページの温室効果ガスの環境の保全上の目標として、「事業による温室効果ガス等の排出量を可能な限り低減すること」とあり、予測結果が目標と整合していると評価しているが、可能な限り低減されているかが判断できない。CO2排出量の予測計算結果が「可能な限り低減した」とする評価には論理の飛躍があることから、その理由を示すこと。 また、対策についても省エネ化やモーダルシフトといった記載しかなく、可能な限り低減されているかを読み取れない。評価に関する記述について見直していただきたい。	供用後の施設からの温室効果ガス排出量は環境省「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインVer. 1.0」(平成29年3月)に記載の方法で敷地面積あたりのエネルギー使用量の原単位から算定したもので、一般的な排出量の予測結果で事業者による削減努力の効果は含まれておりませんので、事業者として実施可能な削減対策として、立地企業に対して温室効果ガス排出削減等指針の対策メニューを提示し実施を要請することとします。また排出量の大部分は運搬車両の通行によるものですが、将来的には輸送車両についても電気自動車へ転換されていくことで温室効果ガスの削減が期待されますので、立地企業に対して積極的な利用を要請します。	資料-13
22	事後調査	事後調査としてモニタリングを10年先まで計画されているが、どのように公表されるのか。	条例手続きの中の事後調査の報告として実施し、適切な時期に公表します。例えば、1年、3年、5年、10年後など、毎年とは限りませんが、報告書としてとりまとめ、公表したいと考えております。	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会(1月19日)での意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	審査会(1月19日)での意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
23	事後調査	本事業では環境影響評価の実施主体と事後調査の実施主体が異なる。そのため、場合によっては事後調査の実施主体である協議会が事後調査を実施しないといったことにならないか心配される。事後調査の計画については申し送りとなるため、評価書に丁寧に記述いただきたい。	供用後に設立予定の工業団地協議会には事業者も一定期間参加を予定しており、立地企業とともに継続して事後調査を行います。 法面の緑地や残置森林、造成森林は、森林法に基づき県と管理協定を締結することとなっています。この協定は事業者から立地企業に承継されることとなっています。内容については、森林法許可時に確定しますので重要事項説明時に責任を以って対応いたします。	
24	事後調査	環境影響評価の結果に不確実性が伴うものについて事後調査を実施することになっているが、本事業の供用後の建物に関する環境影響評価の結果についても不確実性が伴うと考えられる。供用後の建物について、現時点で定まっていないものの、今回予測した結果から大きく逸脱する計画がなく、新たに大きな環境影響が生じるおそれはないことをもって、事後調査を実施しないことを記述いただきたい。	供用後の建物の計画については、現時点で定まっていないものの、今回予測した条件は建坪率、容積率から設定しており、危険側に大きく逸脱することは想定されないため、新たに大きな環境影響が生じる可能性は小さいことから、関連する項目について事後調査を実施しないことを評価書に記述します。	資料-14
25	その他	186ページに大気質の予測結果が表で示されているが、ppmとppbの単位が混在している。誤解を招かないように一つの表では単位を統一していただきたい。	大気質の単位を環境基準に合わせてppm、mg/m ³ に統一します。	資料-15

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会後の追加意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	追加意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
1	事業計画	洪水調整池の管理主体と管理計画を明らかにしていただきたい。 土砂が計画以上にたまった場合、調整池機能を維持するためには土砂撤去が必要になります。また、堆砂が計画内であっても、冠水の頻度等によって堆積土砂上に雑草が繁茂したり、場合によって樹木が生えたりして、治水機能に影響を与えるほか、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性も考えられます。そのため、管理主体と管理計画を確認しておく必要があると考えます。	洪水調整池は日野町への帰属となり、維持管理については立地企業と事業者で設立する協議会が管理を担うこととなります。 管理計画につきましては、体積土砂の確認、雑草状況、排水施設の破損等の点検、オリフィスの機能点検、堤体の安全確認等により施設の維持・補修を行っていきます。また、台風接近等、異常降雨が予想されるとき、および退水後、地震後においても同様の点検を行います。このことは、日野町と調整池等流出抑制施設の管理協定書を締結し実施することとなります。なお、調整池はビオトープとして利用するため、土砂の除去や雑草の除草におきましては、モニタリングを実施致しますので、生育等に支障が無いよう配慮して行います。	
2	大気質	大気質調査地点について、p.138の図でNos.1～4の地点名を明記していただきたい。 事業地近くの鳥居平新田、JAカントリーエレベーター横で8月にSPM濃度が東近江局と比べて高くなったが（p.147）、事業地で何か作業をしていたのかなど、その要因を調べていただきたい。	図7-1-2に地点No.とともに地点面を明記します。 現地調査で8月に東近江局の既存データに比べてSPMが高濃度となった理由については、2020年8月5日～9日にかけては現地調査地点No.1, No.3・4のみならず、滋賀県内の各観測地点をはじめ、全国的に高濃度のSPMが観測されています。これは梅雨明け後の夏季に特徴的な太平洋高気圧の北西の縁に日本列島全体が安定して緩やかに覆われた気象条件下で、その縁に沿って、当時活発な噴火活動を継続していた小笠原諸島西之島の噴煙が、九州地方をはじめとした日本列島全体に流れ込んだことが主な要因である可能性が指摘されています。	資料-16
3	大気質	大気質の風配図（p.150～）Calmで、凡例の赤と図本体の白が対応していない。	凡例の0.5m/s未満は不要のため削除します。	資料-17

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会後の追加意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	追加意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
4	水象	<p>準備書p.250, 図7-4-2に示された測定結果について 雨量強度と流量変化が対応していない部分が散見されます(4月中旬の強雨に対して、No.6の流量はほとんど反応していない。9月後半以降の強雨に対して、各地点の観測流量に応答が見られない、など)。雨量観測地点の位置が明確でないので一概に言えませんが、降雨の空間分布と流量の関係に注意が必要と思われる。このことは、各洪水調整池への流入状況が対象地域を含む解析エリアで一様と仮定して良いかについて検討の必要性を示しているとも考えられます。</p> <p>なお、雨量観測と流量観測の時間解像度が著しく異なっていて、降雨時の流量が捕捉できていない可能性もありますが、そうであれば、この図のような提示の仕方は誤解を招く恐れがあります。</p>	<p>ご指摘の通り、低水時の河川流量観測結果については必ずしも降水量と対応していない部分がありますが、雨量観測(日データ)と流量観測(概ね月1回)の時間解像度が著しく異なっていて、降雨時の流量が捕捉できていないためであり、降雨時の観測結果(p.258,259、図7-5-2, 3)では概ね対応が見られています。なお、グラフの流量の縦軸目盛りはSSとプロット位置を合わせるために各地点で異なっていますが、下流側の流量はいずれの観測でも上流側より多くなっています。流量が最大となる時間については、各観測地点の上流の流域面積が大きく異なるため、到達時間に差が生じていると考えられますが、洪水調整池の流域面積はそれほど小さくなく、また排水路が整備されることから洪水調整池の計算では流入状況が対象地域を含む解析エリアで一様と仮定して良いと考えています。</p> <p>図7-4-2については、概ね月1回の観測結果を線でつなぐことは誤解を招くおそれがあるため、線を削除します。</p>	資料-18
5	騒音 (環境保全措置)	<p>準備書(p.226 表7-2-3)によれば、No.3地点(白寿荘)においてバックグラウンドレベルが65.8dBと環境基準(昼間)の65dB以下を既に上回っている状況ではあるが、着工後26ヶ月目で67.3dBと現況より1.5dB上昇するとの予測結果が得られている。そして、これに対する保全措置として使用する重機類をなるべく小型のものにすると記載されているが、重機の小型化の効果がどの程度見込めるものなのかよくわからない。小型化しても台数が増える、あるいは稼働時間が延びる等により騒音の削減効果が見込めないということはないのか。予測の不確実性も考慮して、この期間については騒音や振動レベルを継続的にモニタリングするなどして、必要に応じて遮音壁などの追加対策を講じるなどの配慮があってもよいのではないかと。</p>	<p>ご指摘の通り、重機の小型化による騒音低減の効果については、台数の増加等による不確実性は避けられないと考えられるため、この期間については騒音や振動レベルを継続的にモニタリングするなどして、必要に応じて遮音壁などの追加対策を講じる旨評価書に追記します。</p>	資料-19

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
審査会後の追加意見等に対する事業者の見解**

番号	項目	追加意見等	意見に対する事業者見解	資料No.
6	騒音・振動・ 低周波音 (環境保全措置)	<p>施設稼働や関係車両通行時による振動レベルが人の体感振動閾値を上回ったり、供用後の関係車両通行時の騒音レベルが環境基準を上回る箇所が複数地点存在している。工業団地の開発行為とは直接関係がなく騒音源や振動源は進出する工場の責任とも考えられるが、複数の工場が稼働した後に予測結果を上回る騒音レベル・振動レベル・低周波音が発生した場合、その因果関係を調査し対策を講じることは難しい。環境保全のための措置として一部区画を規制基準を5dB程度下げて施設運用をできる企業に販売するとしているが、その効果がどの程度であるか予測されていれば示していただきたい。また、関係車両の交通の分散化も含めて工業団地全体として騒音レベル・振動レベル・低周波音を削減するような枠組みについても検討されたい。</p>	<p>販売先の立地企業が敷地境界において、どの程度の騒音レベル・振動レベルで施設を運用すれば、鳥居平新田・白寿荘での将来レベルがどの程度に抑えられるかを評価書で例示します。関係車両の交通の分散化も含めて工業団地全体として騒音レベル・振動レベル・低周波音を削減するような枠組みについては、立地企業・日野町とともに構築を検討します。</p>	資料-20

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
日野町長意見に対する事業者の見解

番号	項目	日野町長意見	意見に対する事業者見解	資料No.
1	法令順守	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。 また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。 また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議し、諸手続きを行います。	
2		対象事業実施区域の南側に特別養護老人ホームが隣接しているほか、2km圏内には環境保全配慮施設や住宅が数多く位置している。また、対象事業実施区域の北東側には鶏舎がある。 このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、周辺的生活環境への影響について配慮すること。	近接する事業所に対しては、事業計画および環境影響評価についてご説明を行っております。工事中および供用時の大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への影響についての予測・評価結果に基づき、進出を希望される企業について訪問して現状把握を行い、低騒音・低振動の企業を優先することとします。また、企業へは地域住民とのトラブルを回避するため、事前に住民説明会を行うことを条件と致しております。	
3	大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭	大気質の既存資料調査について、測定されてから15年以上経過しており、周辺地域の環境が変化している可能性がある。造成前後の変化を把握するために、対象事業実施区域周辺地域における大気質および中高層気象の測定を実施するよう検討すること。	対象事業実施区域周辺の大気質については、安部居地先、鳥居平新田地先およびJAカントリーエレベーター横の3地点において現地調査を年4回各1週間実施し、現況を把握しております。中高層気象については既存資料の調査時点から土地利用状況の大規模な変化、温暖化の急激な進展等はないことから既存資料の引用は妥当と考えております。環境影響評価の結果から造成後の大気質の変化の程度はわずかであり、不確実性も小さいと判断されますのでモニタリングの実施は予定しておりません。	
4		対象事業実施区域の土地造成において、企業の社会的責任の観点から、隣接する国道307号および町道石原鳥居平線との周辺の残置森林に緑化木を植栽し、排出される二酸化炭素の吸収源確保に努められたい。	隣接する国道307号および町道石原鳥居平線との周辺には残置森林を30m程度配置しています。地形上やむを得ず、改変するところにつきましては、造成森林区域として概ね30mを配置し、高木を植栽します。また、周辺部の残置森林部つきましても草本群落や疎林となっている個所については高木を植栽する計画といたしております。	
5		造成による土地の改変により、降雨等による濁水が対象事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動植物や生態系等への重大な影響が懸念される。また、西桜谷地区では野川を用水として環境にこだわった農作物が収穫されている。このため、工事中の土砂等の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、農業に重大な影響が懸念される。 ついで、濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物への影響について引き続き配慮を行い、水環境への影響を考慮した環境保全措置を講じること。	工事中の濁水の流出防止につきましては、土工事に先立ち仮設沈砂池等の仮設防災施設を設置することで対応します。また、工事中は適時モニタリングを行い、細粒子の流出も視野に入れ必要に応じて濁水防止膜(バイオログフィルター)の設置を検討することとしています。 このほか、水環境への影響を考慮した環境保全管理・措置を講じます。	
6	水質・防災	1号洪水調整池および2号洪水調整池におけるハンノキ群落の再生の試みにあたっては、防災が十分に果たされるのか、濁水発生は防止されるのかなど、調整池そのものの機能への影響についても明らかにした上で予測・評価し、その結果を示すこと。	ハンノキ群落については、各洪水調整池の堆砂部周辺に湿地表土の撒き出しを行うことで再生を試みることにしており、必要に応じて苗木の補植を考えています。調整容量や貯砂容量には十分な余裕があり、形成される疎林および草本群落の現存量は調整容量・堆砂容量の余裕と比べて十分少なく(別紙参照)、洪水調整機	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
日野町長意見に対する事業者の見解**

番号	項目	日野町長意見	意見に対する事業者見解	資料No.
7		洪水調整池をビオトープとして利用するのであれば、一定の底泥を調整池内に常時堆積させ植物を生育させることとなるため、洪水調整池の貯水量や流入水の滞留時間、流出水の濁度、メンテナンス方法などの要素が当初の設計から異なることが予想され、洪水調整能力や濁水の発生防止が十分に働かないおそれがある。そのため、ビオトープとして利用することを踏まえた調査・評価を行うこと。	能や濁水防止機能に支障をきたすおそれはないと考えます。 なお、工事完成後は、調整池流入までに多くの集水柵やマンホールが設置されるほか、工場敷地の転圧や早期緑化を施すことにより濁水の流出が削減できると考えます。	資料-21
8		洪水調整池以外にビオトープを創出する場合にあっても、造成計画を明らかにしたうえで、上記を考慮した調査・評価を行うこと。	現在検討中ですが、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまり有するビオトープの施工を予定しています。実施に当たっては工事中の施工図により詳細を明示します。なお、施工図を含む詳細な造成計画は自然環境保全条例に基づく協定の手続きにおいて確定します。なお、ビオトープの整備により動植物・生態系の保全に寄与できると考えます。	
9		重要種や重要植生が確認された結果を受けて、生態系の保全の観点から動植物の包括的な保護対策を講じること。合わせて森林、緑化等の環境保全措置を講じること。 また、継続的に事後調査に努め、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。	動植物の包括的な保護対策並びにモニタリング計画については、準備書の第8章、第9章に記載のとおりです。なお、事後調査の結果、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、またその報告については条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。	
10	生態系の保全	対象事業実施区域内の土地利用計画において、ビオトープの位置や構造などが定まっていない。これを明らかにし、これらを踏まえた環境影響評価を実施すること。なお、この計画に伴い造成計画や環境への影響を明らかにし、これが変化する場合は必要な調査等を実施すること。	現在検討中ですが、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまり有するビオトープの施工を予定しています。実施に当たっては工事中の施工図により詳細を明示します。なお、施工図については自然環境保全課に確認していただきます。	
11		事業計画区域内にハチクマの営巣木が存在し、繁殖が確認されている。ハチクマの営巣中心域は営巣木を中心として半径300m程度の範囲であるとしている一方で、保全対策にはこれが確保されていない。十分な保全範囲を確保するか、計画の妥当性を明らかにすること。	ハチクマの営巣に対する影響として営巣木を伐採しない場合でも工事区域と営巣木の距離が近接している場合、営巣放棄の可能性がありますので、モニタリングの結果、今後も継続して同じ巣を使用すると判断された場合は土地利用計画を見直し、残置森林を拡大することを検討しております。ハチクマについてはサシバやオオタカのような保護指針がありませんので、拡大する範囲については猛禽類の有識者に相談し、ご指導を頂いております。	
12		対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、可能な限り措置を講じられたい。	対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、緑地帯や造成森林の一部に表土を巻きだす等の対策により可能な限り対応します。	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
日野町長意見に対する事業者の見解**

番号	項目	日野町長意見	意見に対する事業者見解	資料No.
13	生態系の保全	<p>改変区域の湿地の表土を3号洪水調整池の周囲で仮保存する間の保存方法は、保全・再生を試みようとする動植物種に適した方法とし、その方法を明らかにすること。</p>	<p>2号調整池以西に分布する湿地については、重機により表層から0.5m程度を削り取り、先行して造成した3号洪水調整池西側の造成部分と南東側の平地へダンプ等で運搬し、山積みにして仮保存し、2号調整池、1号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。2号調整池の東側に分布する湿地についても重機により表層から0.5m程度を削り取り、2号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。(別紙参照)</p> <p>現在は洪水調整池が消滅していますが、他事例ではこの手法により調整池内に湿地環境が再生されており、湿地性の動植物の保全措置として妥当と考えます。</p>	資料-22
14		<p>影響が大きいと予測された注目すべき種の繁殖にあたって、残置森林内に残る水溜りを利用するとされているが、活用できる水溜りが示されておらず、この有効性について疑問がある。移植に係る具体的な計画を明らかにし、有効性を示すこと。</p>	<p>現在検討中ですが、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまり有するビオトープの施工を予定しています。実施に当たっては工事中の施工図により詳細を明示します。なお、施工図を含む詳細な造成計画は自然環境保全条例に基づく協定の手続きにおいて確定します。また、ビオトープの整備により動植物・生態系の保全に寄与できると考えます。</p>	
15		<p>また、人工飼育について検討されているが、人工飼育の方法および飼育後の計画について明らかにすること。なお、これらのことについては、識者の見解も示すこと。</p>	<p>本環境影響評価で生物関係の調査を担当した機関は、人工飼育について日野町内の企業での実績もあり、具体的な計画を策定・提出する予定です。</p>	
16		<p>これまでの調査以外にも、造成工事等の改変において新たに注目すべき動植物の種や生育が確認される可能性もある。確認された場合には、その保全等に関してその都度識者の意見を聴き適切に措置すること。また、その結果や措置の内容については、事後調査等において明らかにすること。</p>	<p>今後の調査において新たに注目すべき種が確認された場合は有識者に相談してご指導を頂き、適切な環境保全措置を講じるとともに、措置の内容および事後調査結果を条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。</p>	
17	廃棄物の処理	<p>造成事業にあたっては多量の廃棄物の発生が見込まれる。適切な廃棄物の処理はもちろんのこと、再利用可能な廃棄物については、極力再利用すること。</p>	<p>伐採木のうち、直径が概ね12cm以上の幹材については、専門業者に有価物として出荷します。その他の小木、根、枝等については廃棄物として適正に処分します。また、近年薪炭への利用も多いことから、近隣市町と協議し燃料として利用できる旨を広報等により呼びかけをお願いします。</p>	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
日野町長意見に対する事業者の見解**

番号	項目	日野町長意見	意見に対する事業者見解	資料No.
18	交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染	<p>国道307号は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。また、特に対象事業実施区域周辺はアップダウンやカーブがあるため、慢性的に交通渋滞が発生しやすい個所である。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>特に、町道鳥居平安部居線について、日野町で道路改良工事の予定がないことから、騒音・振動の環境の保全上の目標と整合するよう、新たな手立てを検討すること。</p> <p>交通渋滞の発生しやすい路線特徴を考慮したうえで、工業団地への進入道路を複数想定し交通量や渋滞を考慮した環境への影響について配慮すること。</p>	<p>事業者としては、立地企業に対して送迎シャトルバスの運用を検討するよう要請するほか、日野町に対しても町営バスの路線開設を要請することとしておりますので、その旨評価書に追記します。</p>	資料-23
19	地域住民などへの事業周知	<p>地域住民や農業者に対しては、積極的に情報提供を行い、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。</p>	<p>農業者を含む地域住民に対しては、昨年末から年頭にかけて各自治会代表者を訪問し事業内容を説明し、また環境影響評価の結果説明会への住民参加を求めた後、1月13日に説明会を開催しました。近隣企業や事業者に対しては個別に訪問し、事業計画および環境影響評価準備書の内容について説明いたしております。</p>	
20		<p>近隣の工場等に対して事業計画等について、十分な周知を図るように環境影響評価方法書の段階で日野町長より意見を付し、十分に協議・周知を行うとの対応が示されていたところであるが、準備書の提出時点でいまだ行われていない。速やかにこれを実施すること。</p>		
21	その他	<p>資料の記入内容について、整合性が図られるよう見直しを行うこと。</p>	<p>資料の記入内容について、誤植等、再度確認を行います。</p>	
22		<p>ビオトープの管理と併せて、周辺地域における環境の事後調査を計画的に行うこと。</p>	<p>事後調査の計画に対しては、準備書手続きにおいて意見をいただいているところですので、それらを踏まえて評価書にとりまとめ、確実に実施します。</p>	
23		<p>予期せぬ問題の対応のため、第三者を含めて審議等ができる場を設け、調査や対策を積極的に行い、問題解決がなされるよう努めること。</p>	<p>設立を予定している協議会へは、他の工業団地と同様に日野町へ事務局をお願いする予定となっております。</p>	
24		<p>造成終了後も、進出する企業に対して環境保全が保たれるよう意識啓発に努めること。</p>	<p>進出企業に対しては、事前に会社訪問を行う予定で、環境保全が保たれるようお願いをする予定です。</p>	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
庁内関係課意見に対する事業者の見解**

番号	関係課名	庁内関係課意見	意見に対する事業者見解	資料No.
1	都市計画課	・市街化調整区域における地区計画の決定については、日野町建設計画課と十分に協議してください。 ・特定保留解除のスケジュールについては、日野町建設計画課と協議してください。	・市街化調整区域における地区計画の決定については、日野町建設計画課と協議します。 ・特定保留解除のスケジュールについては、日野町建設計画課と協議します。	
2	森林政策課 森林保全課	第4章4-2 社会的状況(12)その他の対象および当該対象に係る規制の内容⑦保安林等の指定の状況において、水源森林地域ではなく地域森林計画対象森林の把握が必要であり、また保安林の指定状況については地番による確認が必要です。	地域森林計画対象森林の把握は致しております。また、保安林の指定については、確認いたします。	
3	自然環境保全課	計画の総面積が1ha以上となる土地の形質の変更の場合は、滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要となる可能性がありますので、当課と再度協議してください。	滋賀県自然環境保全条例第23条の規定に基づく自然環境保全協定の締結が必要と認識いたしております。貴課と協議し条例に基づき手続きを行います。	
4	自然環境保全課	ハチクマ（絶滅危機増大種）、カワバタモロコ（絶滅危惧種）、ホトケドジョウ（絶滅危機増大種）、ミナミメダカ（絶滅危機増大種）などの重要な種をはじめ、多様な動植物種が対象事業実施区域内において確認されているため、動物・植物・生態系の環境要素に係る積極的な保全措置の検討をお願いします。 ※（ ）内は「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」におけるカテゴリー。	ハチクマの営巣に対する影響として営巣木を伐採しない場合でも工事区域と営巣木の距離が近接している場合、営巣放棄の可能性がありますので、モニタリングの結果、今後も継続して同じ巣を使用すると判断された場合は土地利用計画を見直し、残置森林を拡大することを検討しております。ハチクマについてはサシバやオオタカのような保護指針がありませんので、拡大する範囲については猛禽類の有識者に相談し、ご指導を頂いております。カワバタモロコ、ホトケドジョウ、ミナミメダカについては土地利用計画、現状での保全が困難なため、カワバタモロコ、ミナミメダカについては洪水調整池へ、ホトケドジョウについては周辺の沢筋に移殖することで保全を試みます。	
5	自然環境保全課	動物・植物・生態系の環境要素に係る保全措置については、移殖等によるだけでなく、事業計画可能範囲で重要な種の生息地・生育地となっている場所（特にカワバタモロコの生息が確認されている平賀谷溜など）を緑地として保全することなども含めて検討してください。	当該地に位置する平賀谷溜は、現在農業用として利用されていません。老朽化が激しく漏水等がみられることから、地元自治会の要望により事業区域に取り入れております。また、危惧種が多く発見される中央を縦断する野川の改修をしない方向で土地利用計画を検討しましたが、軟弱地盤の幅が広く土地利用が成り立たなくなりました。電気溜につきましても、野川と同様存置することが困難なことから適正な環境づくりを行い、やむを得ず移殖と致しました。	
6	自然環境保全課	動物・植物の移殖等を行うに当たっては、専門家の助言を受けるなどにより、移殖等を行う場所にもともと生息・生育している個体群の遺伝的多様性に配慮してください。また、移殖等を行った場合には、移殖等を行った場所の継続的なモニタリングと必要に応じた管理を行うなどにより、移殖等を行った場所が代替的な生息地・生育地として適切に機能するように努めてください。	調査を含め専門家に依頼をしています。移殖等についても専門家の助言や提案を頂き事業を実施致します。また、各危惧種の移植については、モニタリングを行い管理するように考えております。モニタリング計画については準備書に記載の事後調査計画に加えて、移殖地点などの詳細を準備書審査会用資料として作成し、第1回審査会でご審議いただいたところです。	
7	自然環境保全課	対象事業実施区域およびその周辺には、ハチクマやオオタカなどの猛禽類の生息が確認されていることから、「猛禽類保護の進め方（改定版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」（環境省）等を踏まえ、工事実施時期の配慮などにより、影響の回避・低減を図ってください。	引き続きモニタリングを行い、工事実施時期等については営巣場所付近の工事について繁殖期を外す等の配慮を行います。	

**(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書
庁内関係課意見に対する事業者の見解**

番号	関係課名	庁内関係課意見	意見に対する事業者見解	資料No.
8	自然環境保全課	緑化にあたっては、地域の植物を用いるなど、生態系に影響を及ぼすおそれのないものを使用するよう配慮してください。	地域個体をできる限り用いる計画としています。	
9	東近江環境事務所	p241の悪臭の評価地点において、人が居住している地域を評価地点として選定されていますが、田畑といった居住していなくとも人が作業のために日常的に立ち入る地域は評価してなくてよいでしょうか。（例えば、悪臭調査地点No.1から西へ200mの田畑）	添付図に示す当該計画地に近接する東側農地は、休耕田（荒廃地）となっています。最も近い耕作中の農地は鳥居平新田集落の横であり、No.1地点で代表できると考えます。	資料-24
10	東近江環境事務所	p287で既設深井戸（No.4）での調査を、河川の表面水に変更したことについて、代替の妥当性を明らかにしてください。また、p289ではNo.4の連続用水試験を実施したと記述されていますが、p287では採水不可と記述されており、整合されていないように見受けられます。あわせて、水位の低下が認められない旨の記述があり、水位測定は可能であったということでしょうか。	イオンバランスの調査については、深井戸の揚水試験の結果、工業用水をまかなうための揚水量が得られないことが判明し、深井戸の地下水を利用しないこととしたため、周辺浅井戸と表面水の関係を把握することを目的として対象事業実施区域上流側の表面水を代表すると考えられるNo.6地点の河川水に変更しました。No.4井戸については連続揚水試験では揚水井ではなく観測井として使用しました。連続揚水試験を実施した時点では採水は困難であったものの水位の観測は可能でした。	
11	東近江環境事務所	・ p262 ② A.の1行目で参照ページが明らかになっていません。 ・ p292 ③ B.の2行目の地質断面図が参照ページに掲載されていません。	記載漏れ、誤植を修正します。	
12	東近江環境事務所	p540で調整池に湿地表土のまきだしで湿地再生を誘導される計画ですが、調整池の機能を維持して湿地再生することは可能なのでしょうか。	常時水没している区域（沈砂用地）と湿地帯部に段差を設けることで可能と考えます。	
13	東近江環境事務所	2019年度のオオタカの飛行軌跡では主に事業実施区域の東側を飛行しており、2020年度では事業実施区域内での飛行が多く確認されていると思われます。影響については、主な利用域は事業実施区域の東側であることから軽微と予測されていますが、2020年度の調査結果を元にしてもそのように予測できる理由を明らかにしてください。	2020年度は営巣季の初期に対象事業実施区域内でオオタカの飛行跡が多く確認されましたが、結局、区域内では営巣・繁殖は行われませんでした。確認状況から狩り場として利用している可能性はあるものの、繁殖中心は2019年度と同様に対象事業実施区域の東側とされますので影響は軽微と予測しました。なお猛禽類については有識者に相談し、ご指導を頂いております。また現在も調査を実施しており、今後も調査結果を踏まえ有識者にご指導を頂きながら事業を進める予定です。	
14	東近江環境事務所	p524 ③ 温室効果ガス削減目標（2030年度に2013年度比で23%減）とあるが、現在、本県では「（仮称）滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定中であり、その中で温室効果ガス削減目標は2030年度に2013年度比で50%減となっているので留意してください。	当該環境影響評価は、造成工事に関わるものと認識しています。工事中の温室効果ガス削減には配慮し事業を実施していく予定です。立地企業に対しては、推進計画に協力するよう呼びかけていきますが、現在策定中の計画については確定・公表後に対応します。	
15	東近江環境事務所	p543で事後調査は、事業者および立地工場で構成される協議会で行うとされていますが、調査の実施時期によっては立地工場が存在しない等協議会が設立されていないなどの状況も考えられます。そのような状況においても、確実に事後調査を実施してください。	事後調査については、協議会設立までは事業者により実施していくこととなります。設立後についても協議会へは参加を当面は予定しており、事後調査実施については事業者として確実に実施します。	